様式第６号（第10条関係）

　岩手県達　　　第　　　号

住所

氏名（法人にあっては、その名称）

　　　　年　月　日付け岩手県指令　　　第　　号で許可した公共用財産の使用（収益）許可については、道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例（平成12年岩手県条例第39号

以下「条例」という。）第４条の規定により次の理由により（取り消しますので、速やかに許可を受けた公共用財産を条例第７条の規定により原状に回復してください。

　なお、これに伴い使用料（収益料）の額は、金　　円に変更します。）

　　　　年　月　日

広域振興局長　印

１　使用（収益）を許可した公共用財産の所在地、種目及び数量

(１)　所在地

(２)　種目

(３)　数量

２　使用（収益）を許可した公共用財産の用途又は使用（収益）の目的

３　使用（収益）を許可した期間

　　　　　年　月　日から　　　年　月　日まで

４　（取消し）をする理由

５　教示

　(１)　この処分に対して不服のある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この通知を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に岩手県知事に書面をもって審査請求することができます。

　(２)　この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、県を被告として、（訴訟において県を代表する者は知事となります。）提起することができます。

注1　不要の文字は、抹消すること。

1. 括弧内は、取消し等の内容に応じて、適宜記載できること。

（Ａ４）